

テーマ：中間利息控除について

平成23年3月12日

山本大助

第1 中間利息控除の意味とその適用場面

1 中間利息控除とは

中間利息控除は、n年後という将来において受領すべき金員を現時点で受領した場合にはn年後まで利殖できることを前提に、n年間の「利殖・運用」による増殖分をあらかじめ控除する、という作業である（青野弁護士準備書面〔資料10〕p25。以下、青野弁護士準備書面は単に「青野p〇」として引用する）。

中間利息控除という作業は、利殖に着目した**賠償金の貰い過ぎ防止**を目的とする作業といえる。（同p26）

2 中間利息控除の適用場面

逸失利益の算定

将来介護費用の算定

将来治療費や将来交通費、将来雑費の算定

福祉車両や車いす、装具などの買い替え費用の算定 など

それぞれの適用場面ごとの差違を捨象して一律に論じて良いか。

逸失利益	→	将来所得の予測と現価計算
将来介護費	→	将来介護に用する人件費の予測と現価計算
将来治療費	→	将来要する医療費の予測と現価計算
各種買い換え費用	→	将来的に要する物品購入費の予測と現価計算

3 逸失利益の算定作業

逸失利益算定の作業について、青野弁護士は次のように述べる。

逸失利益は「事故があった場合の未来」と「事故がなかった場合の未来」を比較して、その差を把握しようとするものである。いわば「未来と未来の比較」を行っていることになる。しかも、交通事故によって死亡したり、後遺症を負った被害者には、もはや「事故のなかった状態で就労している」という未来は現実には到来しない。

このように逸失利益の算定作業は、過去に発生した事実を証拠によって認定するという通常的事実認定とは本質的に異なる極めて困難な作業である。かかる評価においては、裁判所は、民事訴訟法248条を活用し、弁論の全趣旨と証拠をふまえて、蓋然性による損害額の算定を行わざるを得ない（伊藤滋夫「民事訴訟法248条の定める『相当な損害額の認定』」判例時報1792号3頁、1793号3頁、1796号3頁、山本克己「自由心証主義と損害額の認定」講座新民事訴訟法Ⅱ301頁以下によれば、逸失利益算定は、民訴法248条適用の典型例とされている。）。逸失利益の算定は、純粹な事実認定というよりも、被害者が生涯に得られたであろう所得総額をどの程度と評価するのが合理的か、という問題なのである。

つまり、**喪失所得の経済価値の評価方法の合理性**の問題に帰着するといってもよい。

（青野 p 24～25）

そして、具体的には次のような作業であると分析する。

本来、現在価値算定作業は、

- ① n年後に得られるであろう収入（A円）を確定する（基礎収入の設定）
- ② ①を前提に、n年後までの運用利益を控除する（中間利息控除）

という二つの作業から成り立つべきものである。（青野 p 26）

第2 債権法改正の動き

- 平成18年10月 学者の有志が「民法（債権法）改正検討委員会」設立
この委員会は私的な研究会組織
メンバーは民法学者の他、法務省民事局参与、同参事官など
具体的なメンバーは、資料1のとおり
同委員会は、同月より、平成21年2月まで月4回～16回と
頻繁に会議を重ねている。
- 平成21年3月31日 民法（債権法）改正検討委員会が「**債権法改正の基本方針**」を公表
- 平成21年11月24日 法制審議会民法（債権関係）部会第1回会議開催
部会のメンバーは、資料7のとおり。
主要なメンバーは、民法（債権法）改正検討委員会と共通という感じ
- 平成21年12月22日 法制審議会民法（債権関係）部会第2回会議開催
[審議スケジュール]
1年半程度の調査審議を経て中間的な論点整理を行い、
平成23年4月を目途として、パブリック・コメントの
手続を実施する。

法制審議会民法（債権関係）部会の会議は、その後、平成23年3月8日まで25回開催されている。

- 平成22年11月30日 法制審議会民法（債権関係）部会第19回会議で法定利率、中間
利息控除が審議された。
→ 部会資料19-2
「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（14）詳細版」

* 法制審議会

法務省大臣官房司法法制部司法法制課の主管で、法務大臣の諮問に応じて、民事法、
刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議する機関

委員の定数は20人以内の学識経験者とされており、任期は2年。

生殖補助医療関連親子法制部会、信託法部会、民法（債権関係）部会、会社法制部会などの部会がある。

民法（債権関係）部会の委員には、実務家として弁護士2名、東京地裁判事1名も含まれている（幹事には、別に弁護士2名が入っている）。

第3 債権法改正の中での議論

1 「債権法改正の基本方針」の提案（資料2）

法定利率の定め方は、固定方式から変動方式に移行するものとする。

民法典には2種の法定利率（短期・長期）を定める。

人身損害の場合の損害額の算定につき中間利息の控除を行う場合には、長期の法定利率によるものとする。

利率の決定方法としては、市場金利との連動をはかる方法を用いるものとする。

現行の法定利率は高すぎるという批判が強い。金利の変動を考慮に入れた形で法定利率を定める。諸外国においてもこの方式を採用する例は少なくない。

中間利息の控除については、短期の法定利率とは別に長期の法定利率設定する必要がある。具体的には、例えば、基準金利の過去40年分（あるいは30年分）の平均を用いることが考えられる。ちなみに、公定歩合を基準金利とすると、過去40年間の平均値＝3.47%、過去30年間の平均値＝2.59%となる。

2 「実務家の視点」のコメント（資料4）

賛成、反対両方のコメントが併記されている。

[反対のコメント]

- 重い後遺障害を負った被害者の賠償額がいきなり高額化する。
- 逸失利益の算定について、利率のみを変更し、その他の点については今後の裁判実務に任せるというのでは、適正な賠償額の算定という目的が後退しないか。
- 実務的には、事件毎にいちいち適用される利率を確認しなければならないのは煩雑である。

[一部反対のコメント]

- 後遺障害の内容程度や被害者の年齢によっては、逸失利益の算定期間が5年に満たない場合もある。このような場合にまで、「長期の法定利率」を適用して中間利息控除を行うことは不合理である。人身損害かそれ以外か、という基準ではなく、算定期間で区別する方法も検討すべきと考える。

3 法制審議会資料の指摘

民法には中間利息控除に関する規定は置かれていない。中間利息控除の問題は、本来的には、損害賠償額の算定方法固有の問題であって、必ずしも法定利率の問題ではないが、判例が、生命侵害における損害賠償額の算定において、法的安定性及び統一的処理の必要性、被害者相互間の公平の確保、損害額の予測可能性による紛争予防の観点から、「控除すべき中間利息の割合は、民事法定利率によらなければならない」としている（最判平成17年6月14日）ことなどから、法定利率との関係で議論されている（なお、民事執行法第88条第2項、破産法第99条第1項第2号等は、将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価格に換算する旨を規定している）。

といたうえて、次の2つの異なる方向の改正案が紹介されている。

- ① 中間利息控除に法定利率を用いる判例が存在することを前提に、控除に用いるのに適した利率を別に法定する考え方

→ 「債権法改正の基本方針」の提案

- ② 逸失利益の算定から法定利率を切り離し、損害賠償の算定方法の在り方そのものを見直す考え

→ ○ 賠償方法を一時払いとすることが多い現在の実務慣行を改める観点から、民法上、定期金による支払の規定を設け、中間利息控除による不合理性を回避しようとする考え方がある。具体的な立法提案として、不法行為による損害賠償について「裁判所は、被害者からの申立に基づき相当と認めるときは、定期金で支払うことを命じることができる。この場合において、裁判所は、被害者からの申立に基づき相当の担保の提供を併せて命じることができる。」と規定すべきとするものがある。

（民法改正研究会「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案」[資料3] p 229）

研究会試案は、遅延損害金については、政令で定める基準利率によるとする（p 165）。

[山本コメント]

被害者が一括払いを求めた場合に、基準利率によって中間利息控除をするのか、損害賠償の固有の問題として基準利率の適用場面でないとするのかはわからない。

- 中間利息控除は法定利率が本来適用される場面ではないのだから、不法行為における損害賠償の在り方の問題として、保険制度も考慮しつつ検討すべきであるとの指摘もある。

【議事録】

平成22年11月30日の議事録でみると、中間利息控除の問題は、本来的には、損害賠償額の算定方法固有の問題で、一般的な法定利率の問題とは分けて考えるべきで、中間利息控除固有の利率を議論すべきということで概ね意見は一致していた。具体的にどのような利率にすべきかという議論までは踏み込んでいない。

4 単利か複利か

この点については、法制審議会の検討事項として意識していないようであり、検討委員会試案、研究会試案でも、405条の利息の元本組み入れの規定を維持するのみである。

しかし、複利を法定すべきとするつぎのような意見もある。

「法定利息については、経済原則にもかかわらず内容に当事者が関与できないことから、複利を法定事由とすべきであり、民法405条との対比上、1年複利を基本として規定を置くのが妥当だろう。遅延損害金は、その法的性質は損害賠償であるが、法定利息と同様に1年複利の規定を置くのが妥当だろう。ちなみに、中間利息控除では経済原則に適合するとして従来から当然に複利方式が採用されてきた経緯がある。」（金沢大学教授尾島茂樹「法定利率規定の見直しの必要性はあるか、利息債権についてどうかんがえるか」法律時報増刊『民法改正を考える』）

なお、現在、遅延損害金は、一般に単利と考えられているが、二木雄策神戸大学名誉教授は、現行法のもとでも複利と解すべきであるとする緻密な解釈論を展開している。二木説は判決の「年五分の割合による金員を支払え」という主文について、単利で計算されるのか複利計算で計算されるのかについて何も述べていないとした上で、複利で請求できるとする。また、二木氏によると、損害賠償請求事件の判決における「年五分の割合による金員を支払え」という主文について、これは複利法によって計算される金額を指すと解すべきであると主張して起こされた訴訟が、過去に数件あるとのこと。(二木雄策「逸失利益の研究」p 105～114)

[山本コメント]

二木名誉教授は経済学者ですが、展開しておられる議論は、法解釈論としても秀逸です。ただ「〇〇円に対する年五分の割合による金員を支払え」という判決主文は、遅延損害金を単利計算すべきか複利計算すべきかという議論とは別に、単利と解すべきで、むしろ、判決主文の変更を求めて争い、控訴すべきなのではないかと思う。

二木論文を読むと「利息」「遅延利息」「遅延損害金」の3つの差違を常に意識することの重要性を再認識させられる。

「利息」・・・元本利用の対価（404条、405条）

「遅延利息」・・・損害賠償金であるとともに元本利用の対価としての性質も持つ（民法419条、404条）

「遅延損害金」・・・損害賠償金であるが元本利用の対価としての性格を持たない（民法709条、722条、417条、419条、404条）

第4 ホフマン方式による中間利息控除

1 判例

【最高裁平成17年6月14日判決】

中間利息控除率に関し、「民事執行法88条2項、破産法99条1項2号（一部省略）民事再生法87条1項1号、2号、会社更生法136条1項1号、2号等は、いずれも将来の請求権を法定利率による中間利息の控除によって現在価格に換算することを規定している。損害賠償額の算定に当たり被害者の将来の逸失利益を現在価格に換算するについて

も、法的安定及び統一的処理が必要とされるのであるから、民法は、民事法定利率により中間利息を控除することを予定しているものと考えられる」として、年5%によらなければならないとの判断を示した。

【福岡高裁平成17年8月9日判決】

逸失利益の算出の際の中間利息控除の方式として、ライブニッツ方式ではなくホフマン方式によるのが相当とした。

【札幌高裁平成20年4月18日判決】

中間利息の控除について、民事執行法等における中間利息の控除に当たっては、民法が前提とする単利計算を用いたホフマン方式により行われていることを指摘し、法的安定及び統一的処理の見地からすれば、被害者の逸失利益を現在価格に換算するための方式は、ホフマン方式によらなければならない、との判断を示した。

【最高裁平成22年1月26日判決】

中間利息の控除について、原審がホフマン方式を採用したことに関し、「中間利息控除の方法としてホフマン方式を採用したことは、不合理なものとはいえず、原審の判断は、結論において是認することができる」としてこれを肯定した。

2 青野渉弁護士の主張・立証

(1) 青野弁護士の準備書面

出発点 低金利の現状 : 甲野太郎の設例

長期的には5%を超える金利に戻る可能性が皆無とは言えないとの批判

← 物価上昇、賃金上昇を考慮する必要性 : 乙野次郎の設例

→ **実質金利、実質割引率**で中間利息控除をするのが合理的

* 資料13は、1982年の論文で、「世界のほとんどすべての国々で人々は現在インフレーションの脅威に悩まされている」という言葉で始まる。日本の1年も

の定期預金の金利が5.75%の高金利の時代で（資料12）、この時期に中間利息控除率が5%であることに異論を唱えた論文であることは興味深い。

(2) 青野弁護士の報告書

(3) 青野弁護士が提出している書証

(4) 青野弁護士の見解と二木名誉教授の見解の共通性と相違点

遅延損害金と利息を明確に区別するかどうか。

ホフマン方式を肯定するかどうか。

実質金利論をめぐる考え方

3 ホフマン方式で裁判所を説得するには何が必要か。

第5 中間利息控除自体をしなかった事例

【福岡高裁平成17年8月9日判決】

交通事故で左下腿部を切断して義足を装着することとなった事案で、3年に1度の頻度で義足の交換を要するとして、将来の義足費用を算出した。また、**義足交換費用の算出にあたり、将来の価格上昇の蓋然性などを理由に中間利息の控除を否定した。**

【名古屋高裁平成4年6月18日判決】

義眼取替え費用について、事故当時の価格が50数年間にわたってそのまま維持されてゆくとは到底認められず、かえってかなりの程度で増大してゆく蓋然性が相当に高度であるとして、中間利息の控除を否定した。

第6 その他の問題

- 定期金賠償のメリットデメリット
- 中間利息控除の基準時（事故時か症状固定時か）
- 労災の障害年金の逸失利益元本からの控除と中間利息控除

最高裁平成22年9月13日判決及び最高裁平成22年10月15日判決は、労災保険金からの休業給付のみならず、障害年金についても、そのてん補の対象となる損害は不法行為時にてん補されたものと評価するのが相当であるとした。

しかし、現実化する前に受けとることを想定し、中間利息を控除して逸失利益の計算をしているにもかかわらず、後に支払われた労災年金を不法行為時に填補されたと法的に評価されたのでは、控除した中間利息分だけ、被害者は不利益を被ることになる。

この問題に被害者側弁護士として如何に対応するか。

参考資料

【債権法改正関係】

- 資料1 民法（債権法）改正検討委員会 組織とメンバー一覧
- 資料2 民法（債権法）改正検討委員会「債権法改正の基本方針」
→ 「検討委員会試案」と略称
- 資料3 民法改正研究会「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案」
→ 「研究会試案」と略称
- 資料4 「民法（債権法）改正の要点 改正提案のポイントと実務家の視点」
→ 「実務家の視点」と略称
- 資料5 現行法条文と検討委員会試案 比較対照表
- 資料6 法律時報増刊『民法改正を考える』
- 資料7 法制審議会民法（債権関係）部会委員等名簿
- 資料8 法制審議会民法（債権関係）部会第19回会議
【部会資料19-2】「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（14）詳細版」
- 資料9 法制審議会民法（債権関係）部会第19回会議 議事録 p 7～19

【ホフマン方式関係】

- 資料10 青野渉弁護士の準備書面
- 資料11 同弁護士の証拠説明書
- 資料12 同弁護士の報告書
- 資料13 浜田宏一「インフレ算入論の経済的根拠」
- 資料14 大島眞一「ライブニッツ方式とホフマン方式」
- 資料15 高野真人「中間利息の控除について」

【その他】

- 資料16 二木雄策「逸失利益の研究－経済学から見た法の論理」

【判決例】

- 資料17 名古屋高裁平成4年6月18日判決
- 資料18 最高裁平成17年6月14日判決
- 資料19 福岡高裁平成17年8月9日判決
- 資料20 札幌高裁平成20年4月18日判決
- 資料21 最高裁平成22年1月26日判決